

成田市立中台小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義（~~定義については、~~国の定義より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1）「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注2）「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

（注3）「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

（注4）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

（注5）外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生して場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組むこと。

※いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であるこ

とを認識させること。

※いじめは、児童等同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立って対応すること。

【例】[冷やかす]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視]、[パソコンや携帯電話等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする]等

2 基本理念

(1) いじめの禁止

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

(2) 方針

ア「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めること。

イ「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする

こと。

ウ「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

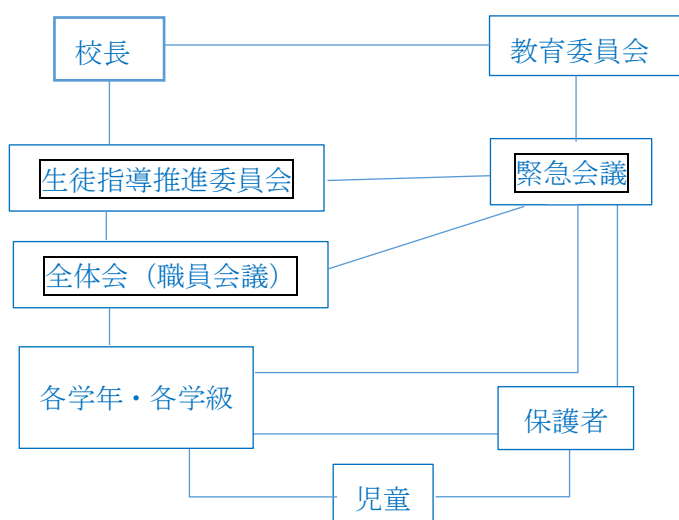
4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 組織の構成

学校に「生徒指導推進委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的にチームで対応する。

【組織図】



【全体会】

構成員…校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，学年主任，養護教諭，教育相談担当教員，教育相談員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー（必要に応じて）

- ・ いじめの早期発見に関すること
- ・ いじめ防止に関すること
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること
- ・ いじめが心身に及ぼす影響について理解を深めること

- ・いじめ問題に関する児童の理解を深めること

【生徒指導推進委員会】

構成員…管理職，生徒指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，専科

- ・『未然防止』

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

- ・『早期発見・事案対処』

いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。（児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が，容易に認識させる取り組みを実施する。また，いじめを受けた児童を徹底して守り通し，事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると，児童生徒から認識されるようにしていく。）

いじめの疑いに関する情報や，児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割。（教職員はささいな兆候や懸念，児童生徒からの訴えを抱え込んだり，対応不要であると個人で判断したりせず，直ちに当該組織に報告・相談するようにする。）

いじめに係わる情報があったときに，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査・聞き取り調査等により，事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。

いじめの被害児童生徒に対する支援，加害児童生徒に対する指導の体制，対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にかつ実効的に実施する役割。

- ・『学校いじめ防止基本方針に基づく各種取り組み』

学校いじめ防止基本法に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。

学校いじめ防止基本方針が，学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割。（P D C A サイクルの実行を含む）

開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

- ・定例月 1 回第 3 月曜日，その他必要に応じて開催

【緊急会議】

構成員…管理職，教職員（必要に応じて），保護者，成田市教育委員会，学校医（必要に応じて）

- ・重大事態の発生時に事案の対応・解決に努める。

※いじめ防止等の対策のための組織は，いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに，教職員の垣根を越えた教職員同士のつながりと同僚性を向上させるためには，児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し，これらの機能や

目的を十分に果たせるような人員配置とする。未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにする。

(2) いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取組

○日常の教育活動における児童の自己指導能力の育成

- ・児童の自己存在感や自己肯定感，自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ・問題解決的な学習や主体的・対話的で深い学びの実現に努め，児童が自己決定する場を多く設ける。
- ・児童や教職員自らの人権的言語環境の整備に努め，言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の規範意識を高めることで，互いに気持ちよく生活できる環境を作ることができるように支援する。
- ・児童自らの自発的・自主的な活動を通して，学級集団において多様性を認め，共感的な人間関係を築けるように支援する。
- ・国籍が違うこと，障害や性差等による個々の違いについて適切な指導や支援をするとともに，正しい知識を身に付けさせる。

○道徳教育及び体験活動の充実

- ・児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を道徳教育推進教師が要として意図的，計画的に推進する。（命を大切にしているキャンペーン，豊かな人間関係プログラムづくり実践プログラム，人権週間等の活用）
- ・学級活動や特別活動において，児童自らいじめの問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について考え，議論するような子ども自身の主体的な活動を推進する。
- ・各教科等の年間指導計画をP D C Aで毎年見直すなどして，体験活動の充実を図る。

イ いじめ防止等の啓発活動 P D C A（計画・実行・評価・改善）

児童等及び保護者並びに教職員に対し，いじめを防止することの重要性について理解を深めるため，学校ホームページ，学校便り，学級だより，集会，授業参観，保護者会等を活用して啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめを早期発見するため，児童等に対する定期的な調査や教育相談の実施等必要

な対策を講ずる。

ア 定期的な調査と教育相談

児童等及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。相談体制を整備するに当たっては、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

イ 相談体制と相談窓口

相談窓口を設け、周知する。校内の職員からの情報共有を密にし、報告連絡相談体制を整える。

ウ 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

エ インターネットを通して行われるいじめ対策

児童等及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動や指導を行う。

5 いじめを認知した場合の対応

(1) 報告連絡体制

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、生徒指導推進委員会を中核として、組織として一貫した対応が速やかにできるようにする。いじめに係わる情報が教職員に寄せられたときには、他の業務に優先して、即日、対応にあたる。情報共有を行った後は、事実関係の確認のうえ、組織的に対応方針を決定する。被害児童等を守り通すとともに、加害児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(2) 事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。また各教職員は、いじめに係わる情報を適切に記録しておく。

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行う。

ア 別室での個別指導

必要があると認めるときは、いじめを行った児童等にいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等その他の

児童等が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずる。

イ 情報の共有

教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事に係る情報をこれらの保護者と共有するとともにその他の必要な措置を講ずる。

(4) いじめが解消にいたっていない段階での対応

いじめが解消にいたっていない段階では、教職員は、被害・加害指導等の様子を含め、状況を注視しながら、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消にいたるまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含むプラン策定し、確実に実行する。

(5) いじめの解消

いじめが解消されたという判断は、以下の項目に沿って慎重に行う。(ただし日常的に観察は継続して行っていく。)少なくとも下記の①、②の要件が満たされていること

①いじめ行為が少なくとも3か月以上止んでいる。

※いじめの被害の重大性などから、さらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策組織の判断により、長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていない。

※被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより、確認すること。

◆被害児童等の保護者に対して

保護者との信頼関係の構築を図る。

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- ・本人を絶対を守るという姿勢を示す。
- ・学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- ・指導に誤りがあった場合は、謝罪する。
- ・定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

(6) いじめ加害者及び保護者への対応

ア 警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生

じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。

イ 懲戒

校長及び教員は、児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。ただし、体罰を加えることはできない。

◆加害児童等の保護者に対して

- ① 事実関係を正確に伝える。
 - ・憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ② 保護者の心情を理解する。
 - ・保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を十分理解しながら対応する。
 - ・子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ③ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ・被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
 - ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

(7) 傍観者への指導

◆観衆・傍観者に対して

- ① 当事者意識の高揚
 - ・学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
 - ・いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。（あざ笑い等も含む）
 - ・いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為（いじめをやめさせる行動として重要）であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
 - ・いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。
- ② 共感的人間関係づくり
 - ・異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の基準

いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとする。

○法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

例えば、

- ・児童等の自殺企図や未遂、実行の場合
- ・身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○法第2号の相当の期間については、年間の欠席30日を目安とする。

○学校がいじめではないと判断しても、児童や保護者から申し立てがあった場合

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、調査組織を立ち上げ事実を確認し、直ちに教育委員会に報告する。

(※調査組織 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・特学担当・言語担当・特別支援コーディネーター・養護教諭・該当担任等)

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかにな

り、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等) また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡等、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍児童等に対する質問紙調査や聞き取り調査等が考えられる。

③ 保護者等への情報の提供

学校は、調査結果を直ちに教育委員会へ報告するものとする。また、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童等やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

調査結果を基に関係期間と連携をとり、必要な措置を行う。

イ 再発防止

再発防止に向けた適切な対策を講ずるものとする。

ウ その他

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

学校いじめ防止基本方針はホームページその他で公表し、年度更新する。

(2) 学校評価等

毎年行う学校評価の中で、いじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価する。

(3) 基本方針の見直し

学校評価のいじめに関して調査や分析を行い、これに基づいて対応をとり基本方針を常に見直していく。

平成26年2月28日 策定

平成26年5月21日 改訂

平成27年4月30日 改訂

平成28年4月14日 確認

平成29年4月10日 確認
平成29年6月30日 改訂
平成30年5月31日 確認
平成31年4月20日 確認
令和2年 4月27日 確認
令和3年 4月26日 確認
令和4年 1月18日 追記
令和4年 4月25日 確認
令和5年 5月30日 追記